

各 位



2023年3月31日

会 社 名 スターティアホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 兼 グループ最高経営責任者 本郷 秀之
(コード番号：3393 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 兼 グループ執行役員 植松崇夫
電 話 番 号 03-5339-2109

従業員向け株式給付制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、一定以上の職責を担う当社の従業員及び当社子会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）に対するインセンティブプランとして2019年8月より導入している「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「現行 J-ESOP 制度」といいます。）について、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気をより一層高めるため、従業員に給付する株式に一定の期間の譲渡制限を付す「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下、「J-ESOP-RS 制度」といいます。）を上乗せする改定を行うことにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月22日開催予定の第28回定時株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」を導入すること及び「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」を改定することを決議しました。詳細につきましては、本日付「役員向け株式報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 現行 J-ESOP 制度の改定の背景及び目的

当社グループは、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」を経営理念とし、IT 業界における時代の変化に乗り遅れることなく、最新の技術動向を見据え、迅速な意思決定並びに機動力を持った経営推進を行い、事業会社の成長と持株会社によるガバナンス強化によって企業価値の向上に努めております。

当社は、従業員が高い次元で挑戦し、その成果に報いる観点から様々なインセンティブプランを検討してまいりましたところ、役員と従業員が一体となって株主の皆様とのより一層の価値共有を図り、株価変動を処遇として反映させるとともに、信託スキームと RS スキームで得られるメリットを最大限に活用し、従業員のモチベーション向上に寄与するよう、現行 J-ESOP 制度に J-ESOP-RS 制度を上乗せする改定を行うことを決議しました。

2. J-ESOP-RS 制度の概要

(下線は現行 J-ESOP 制度からの主な改定箇所を示します。)

J-ESOP-RS 制度は、予め当社及び当社子会社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

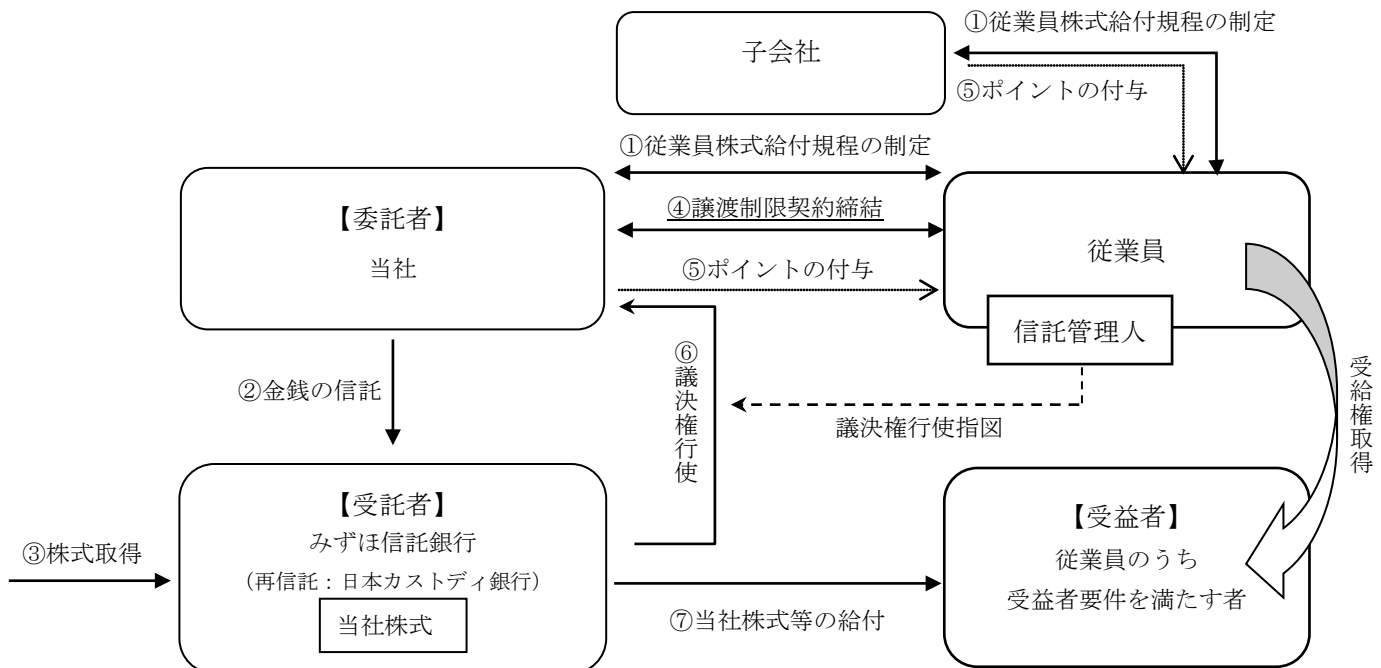
当社及び当社子会社は、従業員に対し、会社業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、一定の期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭（注）により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOP-RS 制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(注) 2019年8月9日付「従業員向け株式給付制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、現行 J-ESOP 制度に基づく当社株式の取得及び給付のため、2019年8月26日付でみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づき、信託を設定し、当該信託は、当社が拠出した金銭を原資として当社株式を取得しております。当社は、当該信託を、J-ESOP-RS 制度に基づく当社株式の取得及び給付のためにも併用することを予定しております。（以下、当該信託を「本信託」といいます。）

<ご参考：J-ESOP-RS 制度の仕組み>



① 当社及び当社子会社は、J-ESOP-RS 制度の導入に際し従業員株式給付規程を制定します。

② 当社は、従業員株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ

信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。

- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、一定の期間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社及び当社子会社は、従業員株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、従業員のうち従業員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、従業員が従業員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. 従業員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（従業員は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において従業員が既に退職している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

従業員は、当社株式の給付を受けた日から一定の期間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

従業員が、当社株式の給付を受けた日から一定の期間、継続して、当社又は当社子会社の従業員であったこと、又は、当社又は当社子会社を正当な理由により退職し又は死亡により退職したことを条件として、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる従業員が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

4. 本信託の概要

- ① 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP) 及び株式給付信託 (J-ESOP-RS)
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④ 受益者 : 従業員のうち従業員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2019年8月26日
- ⑧ 金銭を信託する日 : 2019年8月26日
- ⑨ 信託の期間 : 2019年8月26日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、現行 J-ESOP 制度及び J-ESOP-RS 制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上